

第 1 章

基準に関する解説編

1 景観形成基準の考え方

景観形成には行為を行う周囲に対して調和するよう配慮しながら、周囲に不快感を与えないものとして整備することが必要です。

そこで、一般地域においては、行為者の主体的な景観配慮の考え方を【A】共通事項で確認し、最低限のマナーとして基準に適合しているかどうかを【B】行為別事項で審査することとします。行為者は【A】・【B】両方の事項を満たした計画・設計を行う必要があります。

【A】共通事項

□「本編の第3章具体的な景観形成の方針」に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮を行う。

▼具体的な景観形成の方針

「基本方針1 空間、地物を磨きあげる」ために・・・
(まちのゾーン／里のゾーン／山のゾーン／海・海辺のゾーン)

「基本方針2 よい眺めを楽しめる場をつくる」ために・・・

「基本方針3 市民・事業者・行政が力をあわせて、持続的に取り組む」ために・・・

それぞれの基本方針で示されている景観形成の考え方を踏まえ、当該行為地で建築行為等を行う際に、周辺景観の特性を確認するとともに、行為者が景観形成上必要だと考える配慮方針を確認する



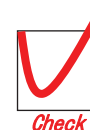
【B】行為別事項

景観計画区域内において、届出対象となる行為別に、定められた景観形成基準に適合させることで、周囲の景観との調和を求めます。

該当する行為については、示されている基準に全て適合させる必要があります。



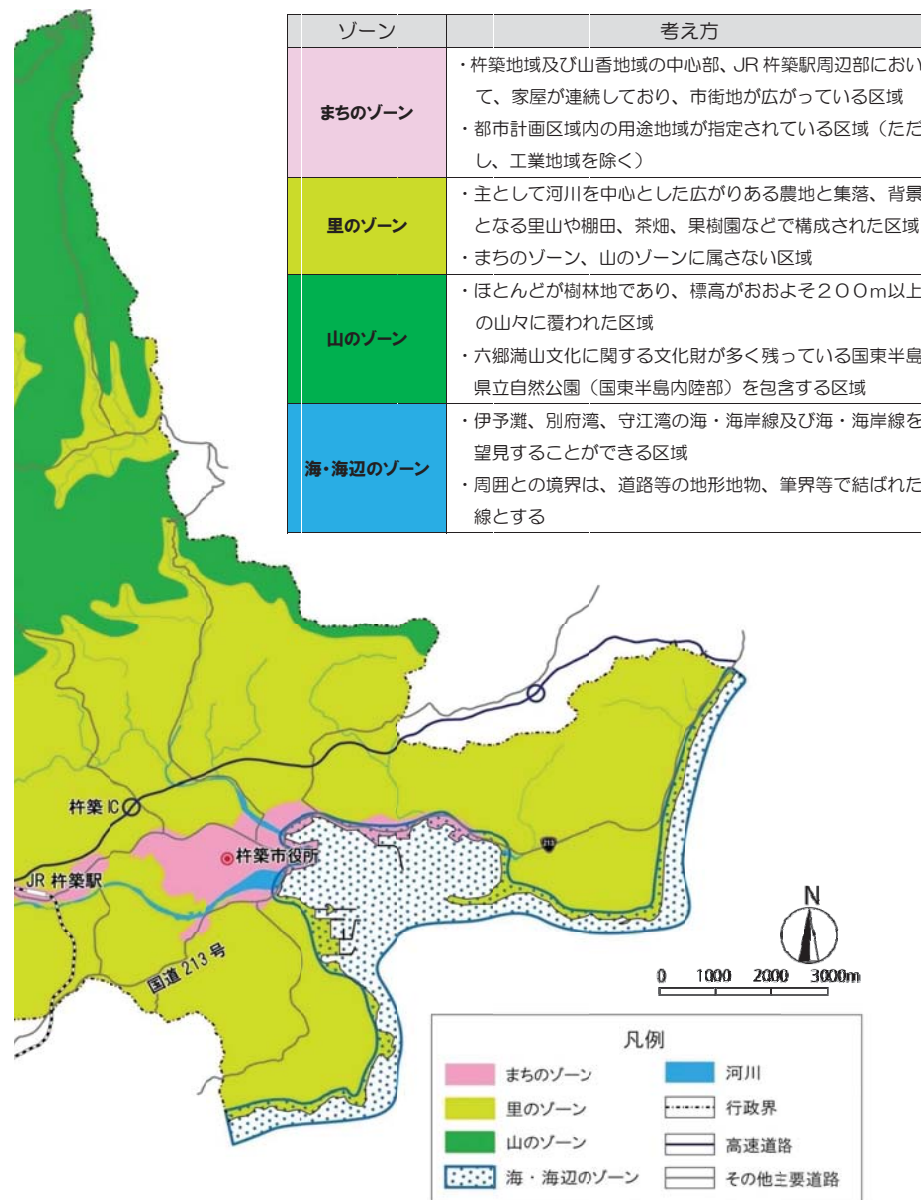
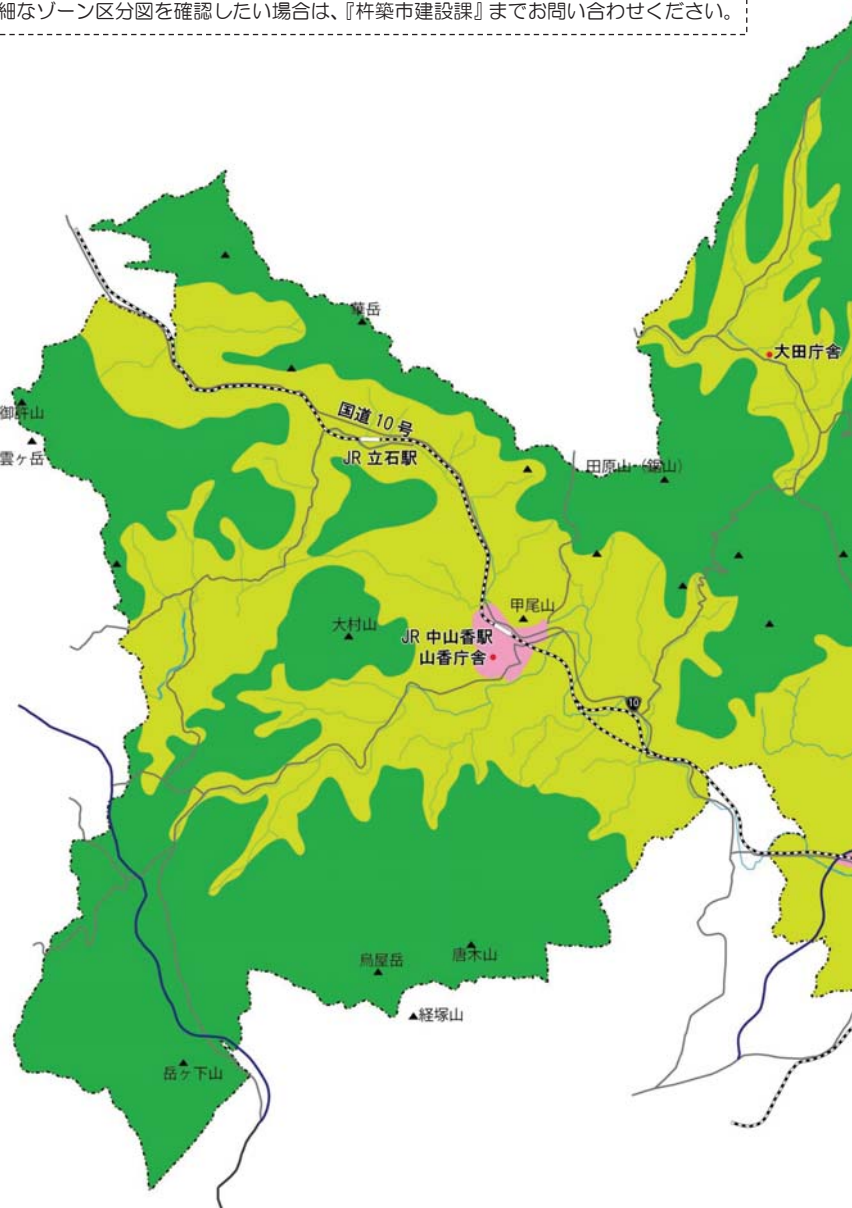
当該行為が該当する項目で、示されている景観形成基準に基づき、計画内容の適合状況を審査する
(不適合の場合、必要に応じて勧告等)



2

ゾーン区分

より詳細なゾーン区分図を確認したい場合は、『杵築市建設課』までお問い合わせください。



(1) 各ゾーンにおける景観形成の方針

基本方針 1 空間、地物を磨き上げる

① まちのゾーン

心得 1. 地形・歴史・文化を受け継ぐ佇まいを大切にする

- 杵築城下町地区では、谷町等の商店街に残る伝統様式による商家や町家の保全を図ります。
- 歴史的な建造物と調和した建築・開発行為の誘導、空き家・空き地の利活用を図り、落ち着きと賑わいがバランスのとれた魅力あるまちなみの形成を図ります。
- 城下町の南北の台地上に広がる低層の住宅地では、武家屋敷地として育まれた地域固有の風格を継承し、低層建築物と庭木の緑や土塀等が創り出す「和」のイメージに基づく緑豊かな住環境の形成を図ります。
- 城下町の天神祭りや観月祭、ひいなめぐりなどをはじめ、地域に受け継がれている伝統的な行事や祭礼、イベントなどは、特別な日の景観として、その継承を図ります。
- 地域の祭礼の舞台となる場では、景観に配慮した整備を図ります。

心得 2. 暮らしを彩る豊かな自然を大切にする

- や さ か が わ た か や ま が わ 八坂川や高山川等の河川環境をはじめとする多くの河川とその周囲のまちなみが一体となって創り出す良好な景観の保全を図ります。
- 多様な生物の生息環境となるよう、生態系に配慮した河川環境の保全を図ります。
- 河川沿いの樹林等は適切に保全を図ります。

心得 3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にする

- 背景に広がる丘陵地等の緑と調和した潤いあるまちの景観の創出を図ります。
- 個々の敷地において庭木や花壇等による緑化の促進に努めることで、緑豊かな市街地景観の形成を図ります。
- 幹線道路等の沿道や鉄道沿線では、屋外広告物の適切な掲出を誘導し、秩序と賑わいが調和した景観の

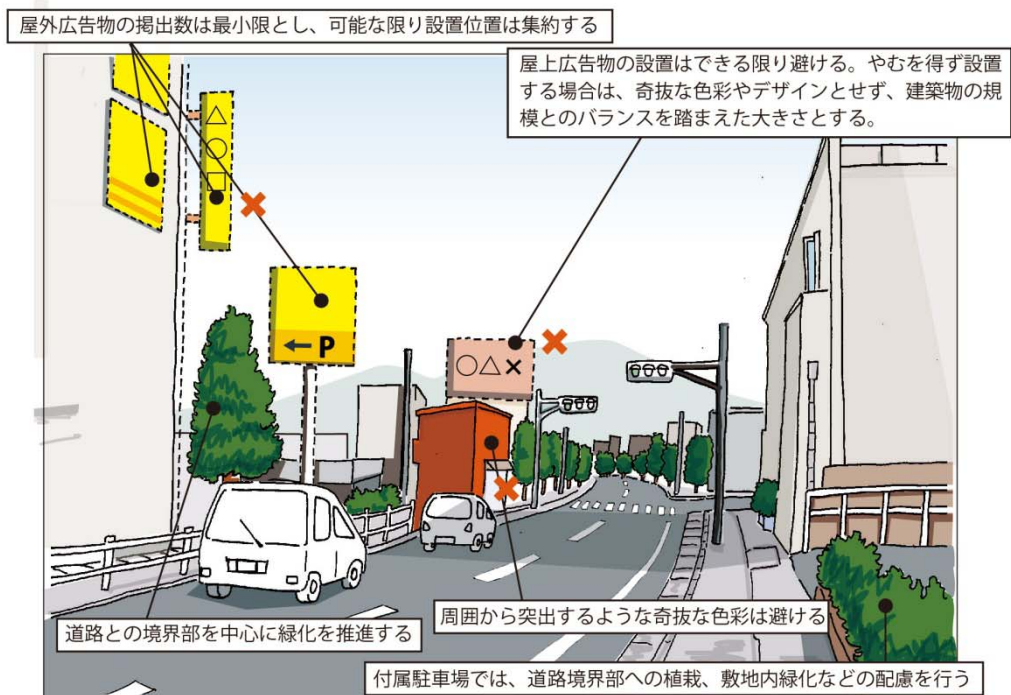
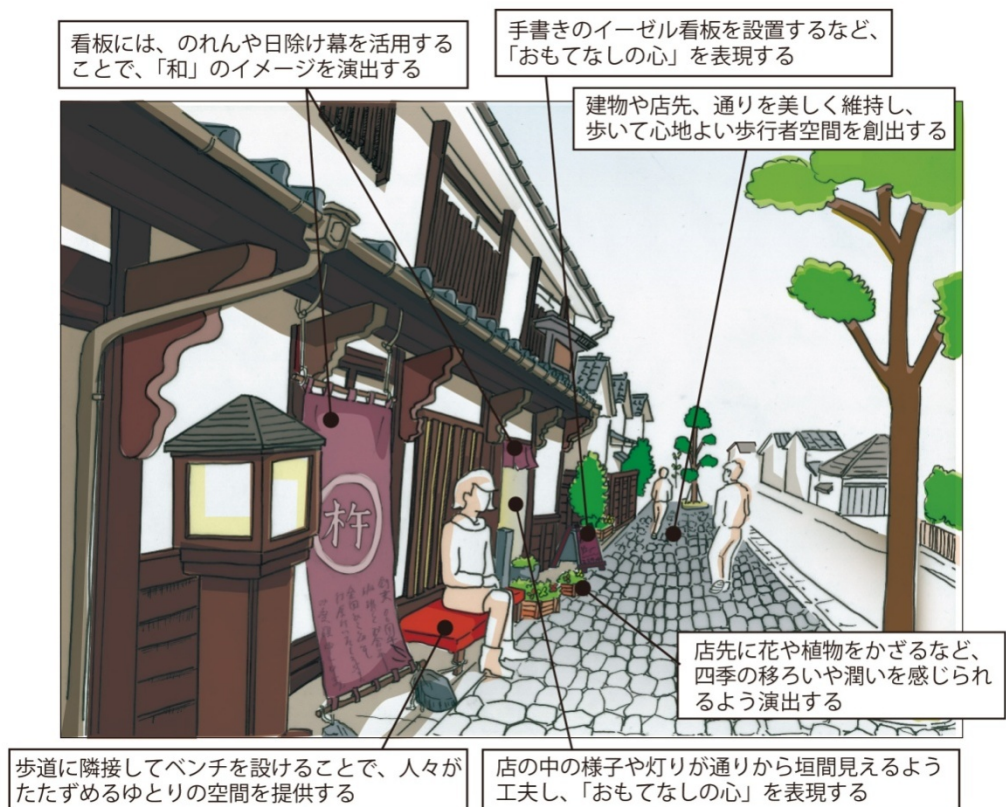


形成を図ります。

心得4. 農林水産業や集落と一体となっなりわいの風景を大切にする

□まちの周囲に広がる穏やかな里山や田園との調和に配慮した、潤いのある景観形成を図ります。

▼景観形成のイメージ（まちのゾーン）



② 里のゾーン

心得1. 地形・歴史・文化を受け継ぐ佇まいを大切にする

- 白鬚^{しらひげ}田原^{たわら}神社や宝陀^{ほうだ}寺等、六郷満山の文化が色濃く残る石造物や寺社等は、国東半島固有の文化であるとともに、地域の特徴ある資源であり、適切に保全し、継承を図ります。
- 御神木や鎮守の森を有する歴史ある寺社の多くは、集落内のシンボリックな資源の一つとして、地域固有の歴史・文化を象徴する景観となるよう、保全・整備を図ります。
- 貫井^{ぬくい}地区の集落等で見られる饅^{こてえ}絵のある家々は、営みとともにある文化を象徴する景観であり、保全・継承を図るとともに、地域の魅力として活用します。
- 龍頭^{りゅうずばし}橋をはじめとした沈み橋は、里の人々の営みの中で作られ、使われてきた資源であり、適切に保全を図ります。
- 1300 年に亘り受け継がれているどぶろく祭りはじめ、それぞれの集落に受け継がれている伝統的な行事や祭礼等は、特別な日の景観として、その継承を図ります。
- 地域の祭礼の舞台となる場では、景観に配慮した整備を図ります。



心得2. 暮らしを彩る豊かな自然を大切にする

- 八坂^{やつらがわ}川や高山川、桂川をはじめとする多くの河川とその周囲の田園・集落・里山が創り出す良好な景観の保全を図ります。
- 多様な生物の生息環境となるよう、生態系に配慮した河川環境の保全を図ります。
- 河川沿いの樹林等は適切に保全を図ります。



心得3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にする

- 新たな宅地開発等を行う際には、個々の敷地における庭木や生垣による緑化の促進やゆとりある宅地の配置等により、穏やかな里の景観に馴染むよう努めます。
- 地域の暮らしに必要な公共公益施設の整備の際には、集落の家々に比べると規模の大きなものとなることを踏まえ、規模や外観、敷地内の緑化等により、里の景観に調和するよう努めます。



□幹線道路等の沿道や鉄道沿線では、屋外広告物の適切な掲出を誘導し、里らしい秩序ある景観の形成を図ります。

心得4. 農林水産業や集落と一体となっ^{まと}たなりわいの風景を大切にする

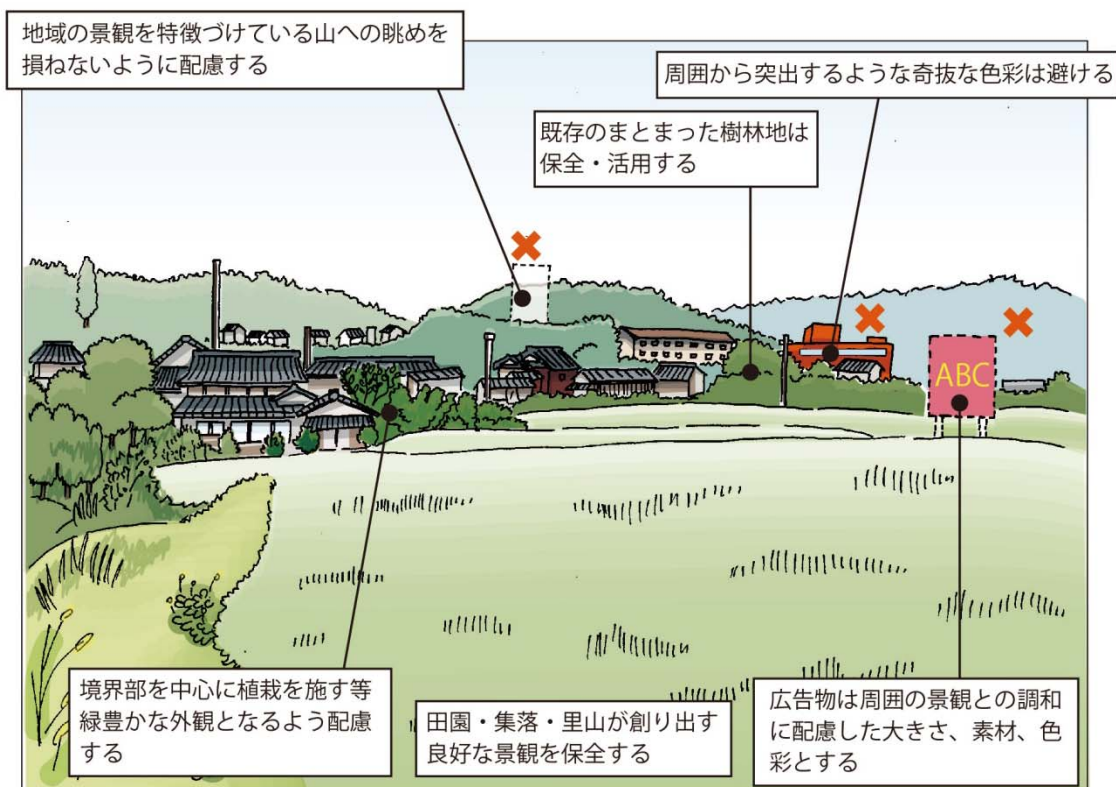
□河川沿いに広がる纏^{まと}まった農地では、無秩序な開発を抑制し、優良な農地の保全を図ります。

□季節ごとに移り変わる彩り豊かな景観が見られる丘陵地での茶園やみかん園、河川沿いの田園では、営農環境の維持と活力づくりの推進により、ふるさとを感じさせる景観の保全・継承を図ります。

□農地や里山における野立広告の設置は避け、なりわいが創り出す景観の保全を図ります。



▼景観形成のイメージ（里のゾーン）



③ 山のゾーン

心得1. 地形・歴史・文化を受け継ぐ佇まいを大切にする

- 六郷満山の文化が色濃く残る石造物や寺社等は、国東半島固有の文化であるとともに、地域の特徴ある資源であり、適切に保全し、継承を図ります。
- 山頂近くに六郷満山の本山寺である水月寺すいげつじの奥の院跡を有する津波戸山つわどさんは、固有の自然と文化が作り出す景観の保全、継承を図ります。
- 宇佐八幡宮うさはちまんぐうとゆかりが深く、境内には原生林や巨木が林立する「大元神社」おおもとが祀られている御許山おもとさんは、固有の自然と文化が作り出す景観の保全、継承を図ります。



心得2. 暮らしを彩る豊かな自然を大切にする

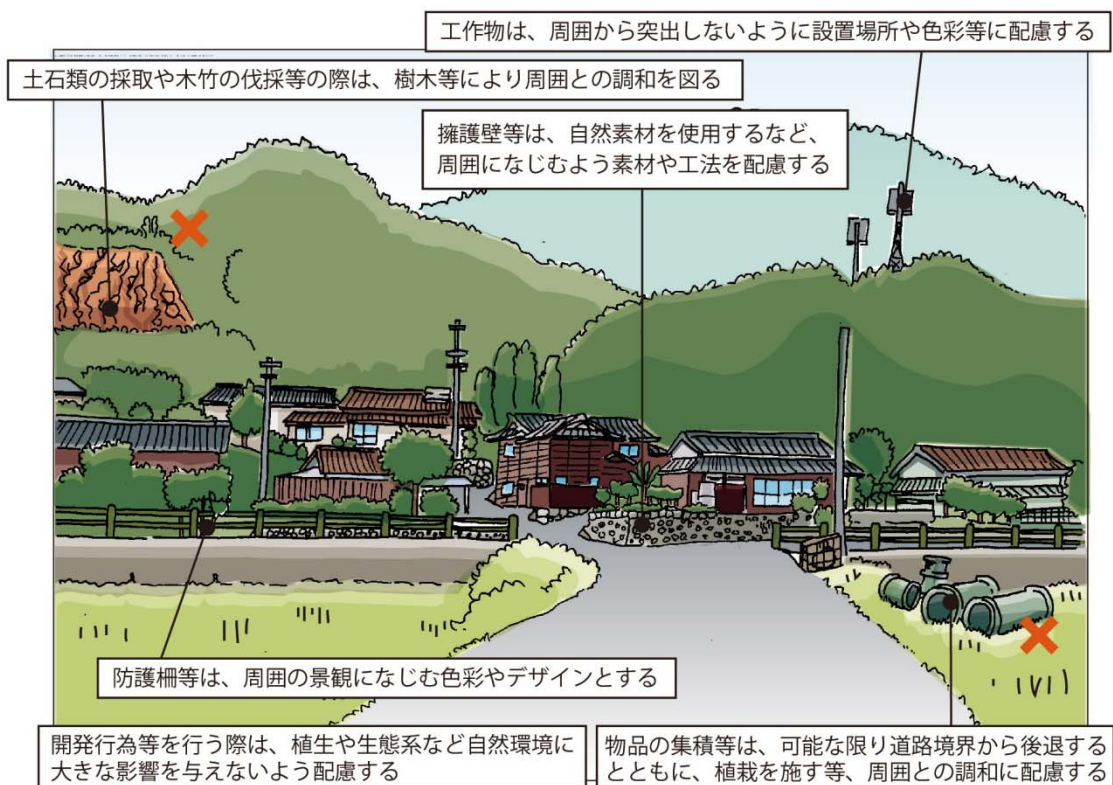
- 県立自然公園では、豊かな樹林地や奇岩などの貴重な自然環境を適切に保全するとともに、登山や散策など自然の豊かさを楽しめる場として、積極的な活用を図ります。
- 鋸山のこぎりさんや津波戸山つわどさん、雲ヶ岳くもがだけ、華岳はながだけなどの山々では、山林の適切な維持・管理を図り、山々が見せる山容や奇岩と樹林地が創り出す特徴ある山岳景観の継承を図ります。
- 開発等による自然への影響を最小限に抑え、羽門の滝等の溪谷や水の口湧水など、潤いが感じられる景観の保全を図ります。
- 樹林地における野立広告の設置は避け、自然が創り出す景観の保全を図ります。



心得4. 農林水産業や集落と一体となったなりわいの風景を大切にする

- 山林は、林業振興施策との連携により、山村集落と調和した景観の保全・継承を図ります。

▼景観形成のイメージ（山のゾーン）



④ 海・海辺のゾーン

心得 1. 地形・歴史・文化を受け継ぐ佇まいを大切にする

- はちまんたぐう 八幡奈多宮と海が創り出す特徴ある景観の保全を図ります。



心得 2. 暮らしを彩る豊かな自然を大切にする

- 開発等による自然への影響を最小限に抑え、干潟が広がり、野鳥が飛来する守江湾の創り出す豊かな自然環境の保全を図ります。
- 奈多海岸の松並木と砂浜が創り出す白砂青松の美しい風景を保全し、多くの人々が自然に親しむことのできるよう県立自然公園として積極的な活用を図ります。
- 松並木をはじめとした、緑が連続する沿道景観の保全を図ります。



心得3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にする

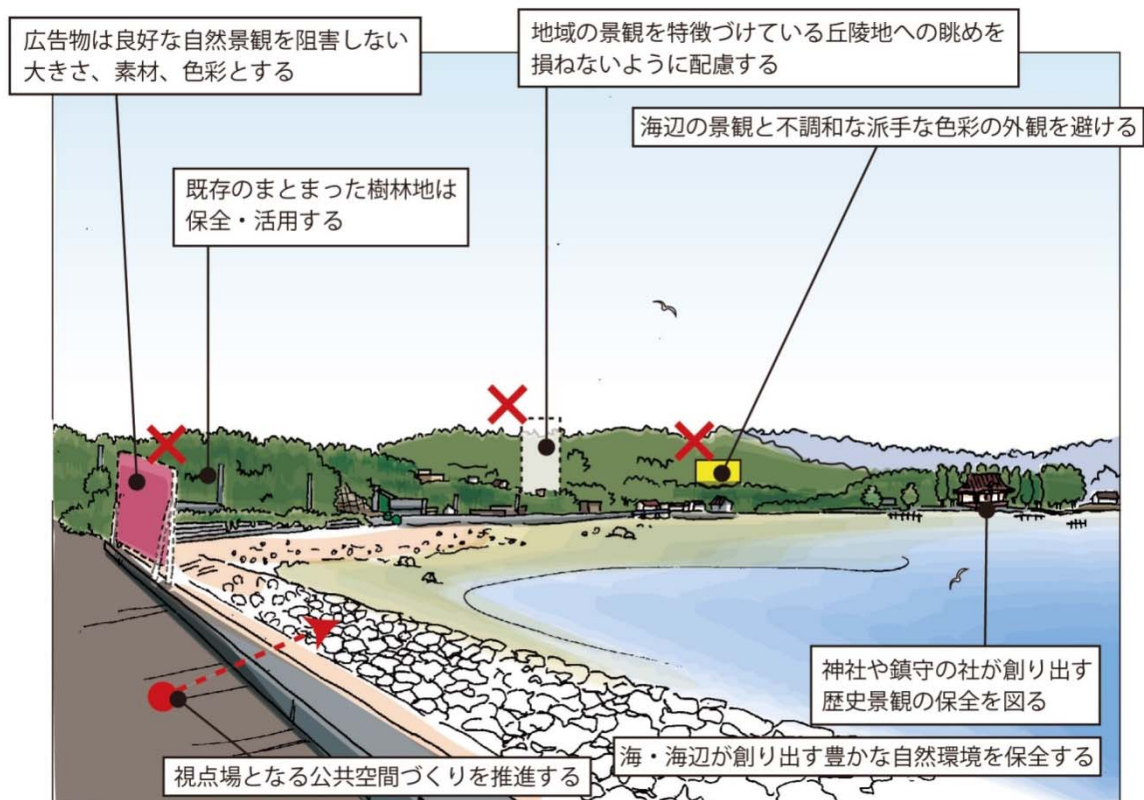
□屋外広告物を掲出する際には、海への眺めを阻害せず、海辺の景観と調和する配置、規模、色彩とすることが努めます。

心得4. 農林水産業や集落と一体となっとなりわいの風景を大切にする

□守江湾の干潟に広がる牡蠣棚と海、多くの船が停泊する漁港や漁村集落などは、水産業振興施策との連携により、海でのなりわいが創り出す景観の保全・継承を図ります。



▼景観形成のイメージ（海・海辺のゾーン）



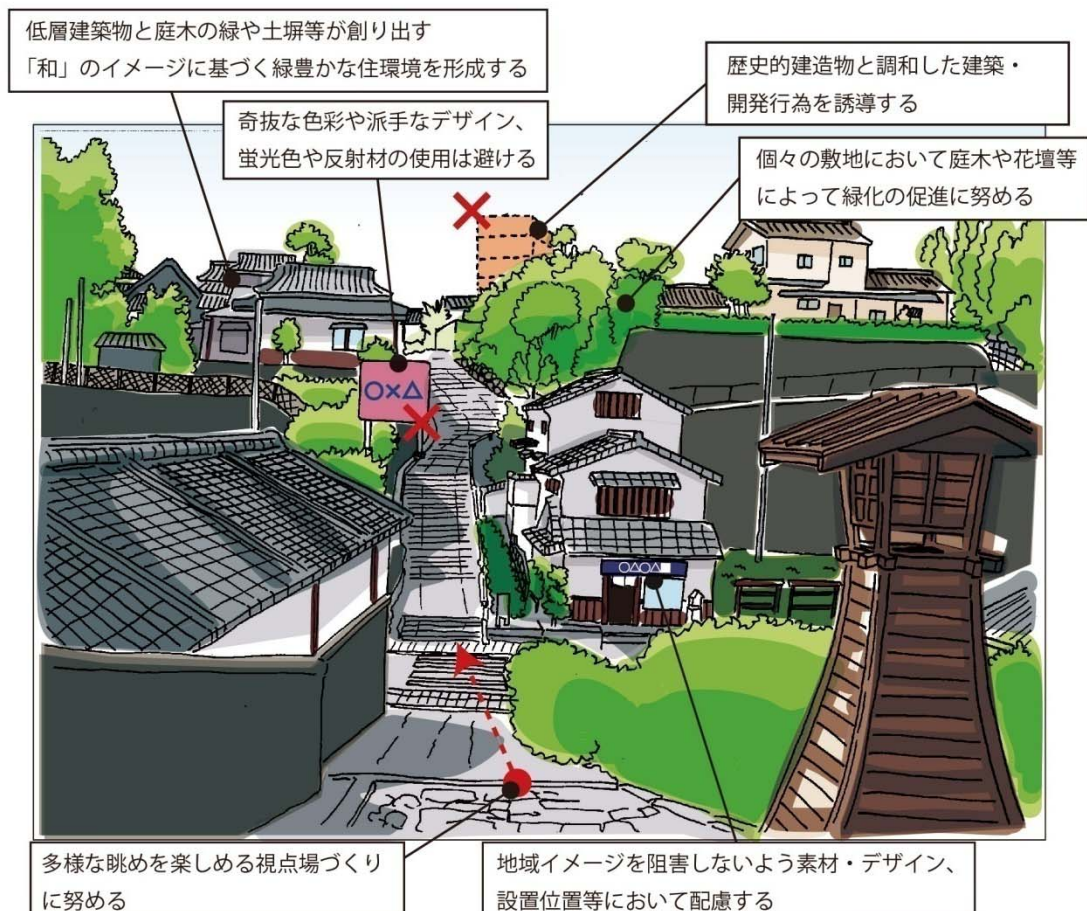
(2)ゾーン共通の景観形成の方針

基本方針2 良い眺めを楽しめる場をつくる

- 杵築城下町地区では、坂道を介して、谷あいの町と台地上が互いに見る・見られる関係である特徴を踏まえ、道・家・庭などからの多様な眺めを楽しめる視点場づくりに努めます。
- 杵築城や城下町の崖線への眺望は、日常生活の中で多くの市民に馴染み深く、また来訪者には印象的な景観であり、独特な地形と歴史が創り出す特徴的な眺望の保全を図ります。
- 守江湾や伊予灘、別府湾を眺めることができる丘陵地や高台、道路のうち、多くの人が訪れる主要な場所では、広場や公園等の整備により、みんなが楽しめる視点場づくりに努めます。
- 杵築城下町地区の周辺では、城山公園等の高台から多くの人に眺められることを踏まえ、守江湾と調和した風情と落ち着きのある景観となるよう配慮を求めます。



▼景観形成のイメージ（杵築城下町地区）



□河川や海岸、山への眺望等、自然を楽しむことのできる場では、良好な自然景観を阻害しないよう、屋外広告物の配置や規模、色彩に対して配慮を求めます。

□甲尾山^{こうおさん}や横岳^{よこだけ}などの山への眺めや、沈み橋や酒蔵等への眺めなど、地域の人々にとって身近なシンボルとなっている景観の保全を図ります。

□みかん園や茶園など、杵築市の特徴ある産業活動の場では、来訪者に「見せる」工夫を検討するなど、特徴ある生なりわいが創り出す彩り豊かな景観の活用を図ります。

□鋸山や横岳の山地や、身近な里山である甲尾山等の山頂では、広がりのある空と周囲の山々や里への眺望を楽しめる視点場づくりに努めます。

□散策路や水辺広場の整備等により、河川への景観や水辺を楽しめる空間づくりに努めます。

□良好な眺望を楽しめる視点場がどこにあるか、また既存の視点場の環境が快適なものかどうか等について、市民・事業者・行政で考え、共有し、より多くの良好な視点場の確保及び整備に向けた取組みを推進します。



4

景観形成基準一覧

【A】共通事項

項目	景観形成基準	解説ページ
共通	□「(本編の) 第3章 具体的な景観形成の方針」に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮を行う。 □届出対象となる行為は、行為そのものが行為地の周囲の景観に与える影響が大きなものであるということを踏まえ、周囲の景観に馴染むよう調和に向けた努力を行うとともに、当該行為地において、周囲の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。	P10~18 各ゾーンにおける景観形成の方針一覧を確認

【B】行為別事項

項目	景観形成基準	解説ページ
建築物・工作物	位置 □地域の景観を特徴づけている山や海、河川、橋等への眺めを損ねないように配慮する。 □通りとしての連続性や、地域全体としてのボリューム感を大きく損ねないように配慮する。	P22
	形態・意匠 □周囲と調和した建築スケールとなるよう、規模や形態において留意・工夫する。 □地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 □周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努める。	P24
	設備等 □屋上等に設置する工作物や設備類は、通り等から見えないように配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。 □付随する設備類は、可能な限り、道路等の公共の場から容易に目にしない位置に配置する。やむを得ず配置する場合には、ルーバーや植栽等を活用することによる目隠しを行う等、見苦しくないよう配慮する。	P26

項目		景観形成基準	解説ページ											
建築物・ 工作物	色彩	□外観の基調となる色は、無彩色又は、下記の色彩基準※に適合したものとし、周囲から突出するような奇抜な色彩の使用は避ける。 <table><tr><th rowspan="2">色 相</th><th colspan="2">彩 度</th></tr><tr><th>まちのゾーン</th><th>その他のゾーン</th></tr><tr><td>Y（黄） Y R（黄赤） R（赤）</td><td>6以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>2以下</td></tr></table> □屋根はできる限り無彩色又は、低明度・低彩度色を使用し、周囲の景観と調和したものとする。 □彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めるとともに、高層部分への使用はできる限り避ける。	色 相	彩 度		まちのゾーン	その他のゾーン	Y（黄） Y R（黄赤） R（赤）	6以下	4以下	その他	2以下	2以下	P28
	色 相	彩 度												
まちのゾーン		その他のゾーン												
Y（黄） Y R（黄赤） R（赤）	6以下	4以下												
その他	2以下	2以下												
	付帯する 屋外広告物	□建築物の外壁や屋上等へ設置する屋外広告物は、節度あるものとし、奇抜なデザインは避ける。 □掲出数は最小限とし、可能な限り設置位置は集約する。 □屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、その高さは1層程度（約3m）に抑える。	P32											
	外構・ 緑化等	□道路との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮する。 □建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 □付属駐車場では、通りから見た際、閑散とした印象を最小限とするよう、道路との境界部を中心に植栽を施したり、敷地内での植栽や舗装での工夫を行う。 □フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。	P34											

項目		景観形成基準	解説ページ
開発行為等	造成等	☐ 地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努める。 ☐ 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 ☐ 法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努める。 ☐ 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。	P36
	環境保全	☐ できる限り、既存の纏まった樹林地は保全・活用する。 ☐ 植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。	P37
木竹の伐採	調和	☐ 巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避ける。 ☐ 伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。	P38
物件の集積又は貯蔵	調和	☐ 資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 ☐ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。	P39
外観照明	照度等	☐ ネオンサイン等の派手な照明器具や点滅照明はできる限り設置しない。商業地等でやむを得ず設置する場合には、周辺に不快感を与えないよう配慮し、最小限の使用にとどめる。	P40

※色彩の表示は、日本工業規格（JIS）に規定されたマンセル表色系によるものとする。
 ただし、次に掲げるものについては、適用除外とする。

- ①他の法令の規定により義務付けられたもの。
- ②計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- ③自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。
- ④神社、寺院、橋梁等で地域住民から親しまれ、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ⑤1壁面に対し1／5以下の面積で用いるアクセントカラー。
- ⑥その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの。

(1)建築物・工作物

位 置

景観形成基準

- 地域の景観を特徴づけている山や海、河川、橋等への眺めを損ねないように配慮する。
- 通りとしての連続性や、地域全体としてのボリューム感を大きく損ねないように配慮する。

【解説】

- ・主要な道路等からの山や海、河川、橋等への眺めを建築物や工作物により阻害しないよう、建築物や工作物との間に十分な距離を確保するとともに、間に緑地帯を配置するなどの工夫が必要です。
- ・壁面や植樹帯等の連続性が通りの魅力となっている場合には、その連続性を乱すことのないように、基本となる壁面のラインや植樹帯の位置を揃えるなど、通りとしての魅力がより高まるような配置が望まれます。

▼ゾーン別の具体的な配慮ポイント

まちのゾーン では・・・	● 杵築城等の特徴的な資源への眺望を阻害しない配置としましょう ● 沿道系市街地では、通りからの見え方に配慮し、道路境界側から後退し、空地に緑地帯を設けるなど、周囲への圧迫感の軽減に努めましょう ● 住宅系市街地では、家並みを揃えるだけでなく、駐車場、庭、エントランスなどの計画的な配置と緑化に努めましょう
里のゾーン では・・・	● 田園や棚田、果樹園、八坂川や高山川等の河川と沈み橋、甲尾山や横岳などの山への眺望を阻害しない配置としましょう ● 神社・寺院や国東塔などの歴史的建造物等に隣接する場合は、当該敷地から一定の距離を置いた配置としつつ、境界部への植樹等により周囲から突出した印象とならないよう留意しましょう ● ゆとりのある配置とし、周囲に緑化を施すことを心がけましょう
山のゾーン では・・・	● 地形を生かしながら、周囲の自然と馴染む配置としましょう ● ゆとりのある配置とし、周囲に緑化を施すことを心がけましょう
海・海辺のゾーン では・・・	● 主要な通りや敷地内から海への眺望を楽しめるよう、海側に空地を設けるなど、配置を工夫しましょう ● ゆとりのある配置とし、周囲に緑化を施すことを心がけましょう



【まちのゾーン】地区特有のまちなみの連続性を意識することで、通りとしての魅力が高まっています。



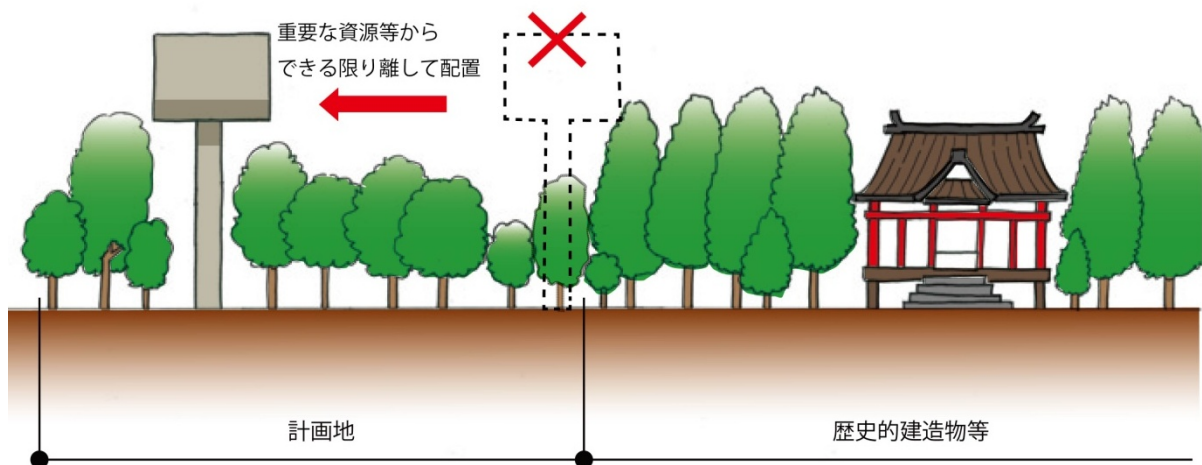
【里のゾーン】八坂川や沈み橋、甲尾山への眺望を阻害することなく、建物群が周囲と調和しています。



ゆとりのある配置とし、外構部分に庭を設けるなど緑化を施すことで、周囲の自然と調和するよう配慮しましょう。



道路や河川、公園など多くの人々が利用する空間に隣接する場合は、植栽や空地を設けることによって、圧迫感を軽減し、ゆとりのある空間を創出しましょう。



歴史的建造物や特徴的な資源等に隣接する場合は、できる限り離して配置し、間に緑等を設けることで連続性を創出しましょう。

形態・意匠

景観形成基準

- 周囲と調和した建築スケールとなるよう、規模や形態において留意・工夫する。
- 地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。
- 周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努める。

【解説】

- ・建築物の大きさ、高さともに、できる限り周辺の建物群のスケールと大きく違うものとし、周辺の樹林地などの自然とも調和させることが必要です。
- ・伝統的な建築様式の建物が集積している地域に建築する場合は、特に景観形成に大きな影響を与える外壁や屋根などの形態・意匠を、できる限り地域の特徴に合わせるよう配慮することが望めます。
- ・中層建築物や店舗などの大規模建築物の場合は、壁面に凹凸をつけたり、色彩や材質の違いにより変化をつけたりすることで、ボリュームの軽減を図ることが望めます。
- ・工場や倉庫などのようにやむを得ず長大な壁面となる場合には、敷地境界から後退したり、敷地境界部に植栽などの目隠しを施すなどの工夫が必要です。

▼ゾーン別の具体的な配慮ポイント

まちのゾーン では・・・	● 沿道系市街地では、歩行者の目線に近い低層部について、お店のイメージにあった演出を行うことで、楽しく快適に歩ける空間づくりを心がけましょう ● 住居系市街地では、隣接する建築物との連続性に配慮し、建物の規模や屋根の形状をあわせるなど工夫しましょう
里のゾーン では・・・	● 外観に木材や石材等の自然素材を活用したり、勾配屋根を設置するなど、田園や里山、集落と調和する落ち着いた形態・意匠となるよう工夫しましょう ● 工場や倉庫が集積する地域では、長大な壁面が周囲に圧迫感や閉塞感を与えることのないよう留意しましょう
山のゾーン では・・・	● 外観に木材や石材等の自然素材を活用したり、勾配屋根を設置するなど、周囲の山々と馴染んだ形態・意匠となるよう工夫しましょう
海・海辺のゾーン では・・・	● 海側から見た際に、背景となる丘陵地の稜線を乱さないように留意しましょう ● 長大な壁面等により、主要な通りや公園からの海への眺めを阻害しないよう留意しましょう ● 海への眺めを楽しめるよう、海側にテラスやベンチ等を設けるなど、魅力的な空間の創出に努めましょう



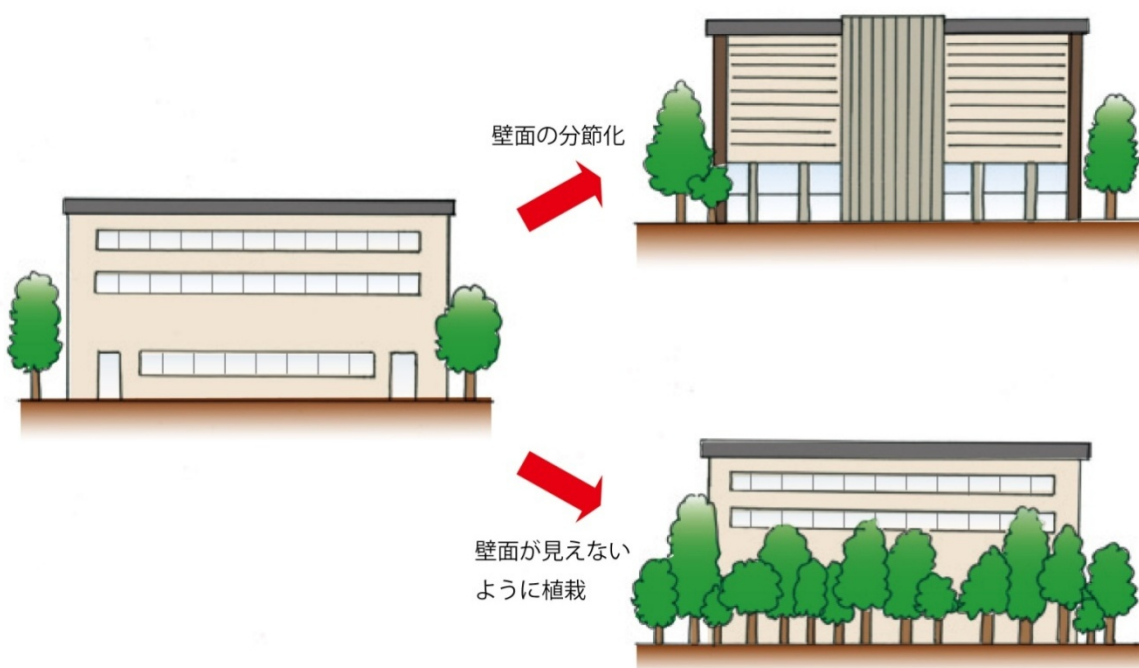
【海・海辺のゾーン】八坂川沿いに同規模の建物が建ち並び、杵築城への良好な眺めを形成しています。



【まちのゾーン】地域固有の伝統的な建築様式と調和するよう、建築物の形態・意匠が工夫されています。



周囲から突出した規模や形態の建築物は、良好な景観を乱す原因となります。



長大な壁面となる場合は、壁面をいくつかに分節したり、長大な壁面が隠れるように植栽を施すなどの工夫に努めましょう。

設 備 等

景観形成基準

- 屋上等に設置する工作物や設備類は、通り等から見えないように配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。
- 付随する設備類は、可能な限り、道路等の公共の場から容易に目にしない位置に配置する。やむを得ず配置する場合には、ルーバーや植栽等を活用することによる目隠しを行う等、見苦しくないよう配慮する。

【解説】

- ・ 給水塔や空調の室外機、アンテナ等の設備を屋上に設置すると、設備そのものが目立ちやすいため、通りを歩く人から直接見えないよう、前面道路から後退させたり、パラペット部の立ち上げやルーバー、植栽等で隠したり、建物と一体的なデザインで覆うなどの工夫が必要です。
- ・ 付随する設備類は、道路等の公共の場や周辺の高台など、どこから見られる可能性があるかを確認し、できる限り見えにくい位置に設置することが望めます。
- ・ 見える位置に設置せざるを得ない場合は、ルーバーや柵、植栽等で囲うことにより、建築物全体との調和を考えた修景を行うことが必要です。

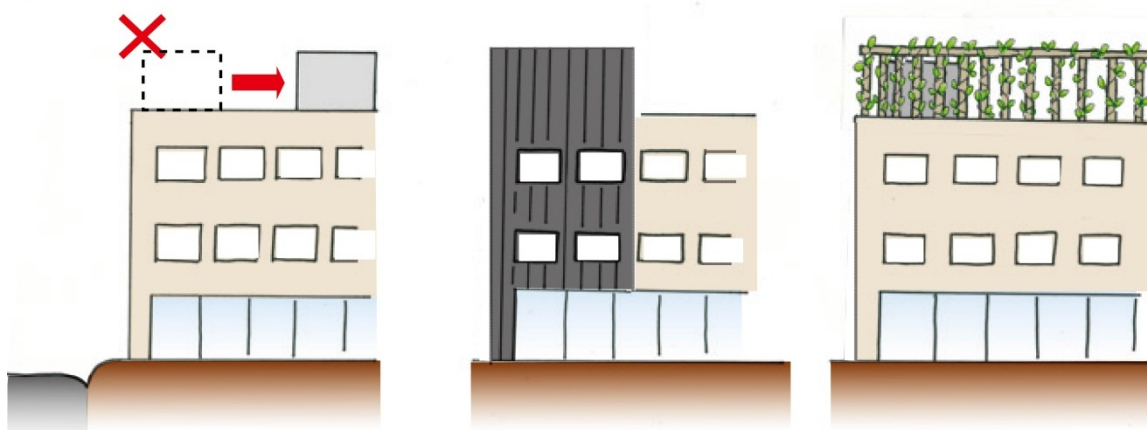
▼ゾーン別の具体的な配慮ポイント

まちのゾーン では・・・	● 城山公園等の高台から多くの人に見下ろされる場所では、屋根や屋上の建築設備、屋外広告物を建築物本体と一体的なデザインとすることなどにより、高台からの眺望が見苦しくならないよう特に配慮しましょう
里のゾーン では・・・	● やむを得ず公共の場から見える位置に設置する場合は、周囲の自然との調和を考慮し、木製の柵や低木で囲うなど、できる限り自然素材を用いた目隠しとするよう工夫しましょう。
山のゾーン では・・・	
海・海辺のゾーン では・・・	● 主要な通りや公園、敷地内からの海への眺めを阻害しないよう、設置場所や目隠し等を工夫しましょう

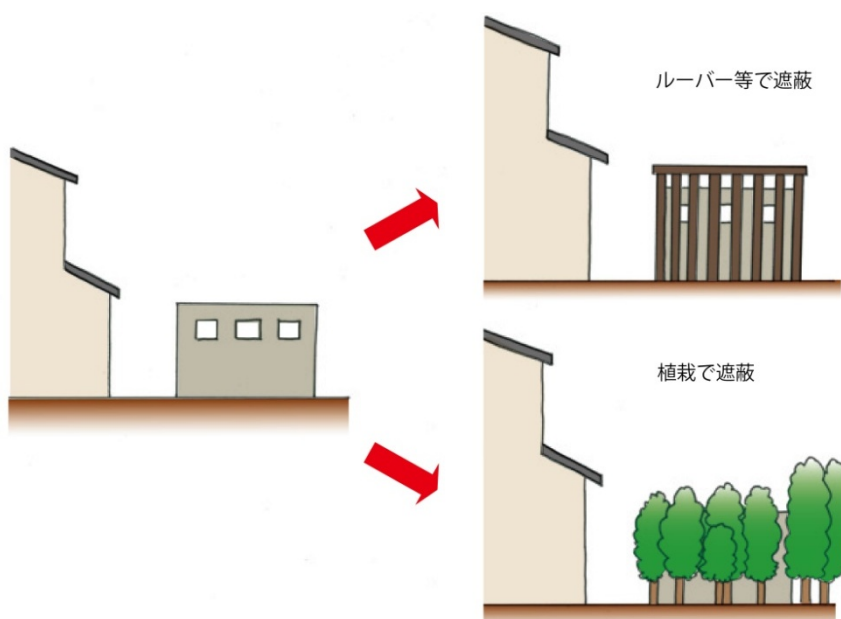


【まちのゾーン】道路沿いに置かれた室外機を木製のルーバーで目隠しすることにより、周囲の景観と調和させています。

- ① 見えない位置まで後退させる ② 建物と一体的なデザインで覆う ③ ルーバー、植栽などで隠す



屋上等に設置する工作物や設備類は、前面道路から後退させたり、ルーバーや植栽等で隠したり、建物と一体的なデザインで覆うなど、設備そのものが目立たないように工夫しましょう。



付随する設備類は、建築物の外観にあわせたデザインの柵や植栽で囲うことで、見苦しくないよう配慮しましょう。

色 彩

景観形成基準

□外観の基調となる色は、無彩色又は、下記の色彩基準※に適合したものとし、周囲から突出するような奇抜な色彩の使用は避ける。

色 相	彩 度	
	まちのゾーン	その他のゾーン
Y (黄)・YR (黄赤)・R (赤)	6以下	4以下
その他	2以下	2以下

□屋根はできる限り無彩色又は、低明度・低彩度色を使用し、周囲の景観と調和したものとする。

□彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めるとともに、高層部分への使用はできる限り避ける。

※色彩の表示は、日本工業規格（JIS）に規定されたマンセル表色系によるものとする。

ただし、次に掲げるものについては、適用除外とする。

- ①他の法令の規定により義務付けられたもの。
- ②計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- ③自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。
- ④神社、寺院、橋梁等で地域住民から親しまれ、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ⑤1壁面に対し1／5以下の面積で用いるアクセント色。
- ⑥その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの。

【解説】

- ・建築物・工作物の外観の色彩は、景観形成に大きな影響を与えるため、外観の基調となる色彩は、高彩度色の使用を制限し、周囲の建物群や植栽、背景となる山並みや田園風景と馴染む色を選択する必要があります。
- ・屋根の色彩は、外壁色との調和に留意し、できる限り無彩色（屋根）と有彩色（外壁）との組み合わせにしたり、色相が近い色の組み合わせにした配色とすることが望まれます。
- ・また、背景となる山々の自然や田園風景の中で、屋根の色彩のみが目立つことがないよう、周囲の景観との調和を意識しながら、できるだけ低明度・低彩度色を使用することが必要です。
- ・彩度の高い色彩は、賑わいや個性を演出する効果があるものの、これらの色を多用すると雑然とした印象を与えます。そのため、歩行者の目線に近い低層部分の一部に明るい色彩を使用するなどに留め、賑わいを演出することが望まれます。

▼ゾーン別の具体的な配慮ポイント

まちのゾーン では・・・	● 外観の基調となる色彩は、現状のまちなみで多く用いられている色彩や周囲の自然との調和を考慮し、穏やかで飽きのこないR（赤）系、Y R（黄赤）系、Y（黄）系を中心とした暖色系の低～中彩度色（彩度6以下）から選択しましょう ● その他の色相（青系、緑系、紫系等）の色彩は、中彩度でも派手な印象を与える場合が多いため、低彩度色（彩度2以下）の中から選択しましょう ● 歩行者の目線に近い低層部において、色の面積や彩度の対比に配慮しながらアクセント色を上手に採り入れることで、都市の賑わいや個性を演出することを心がけましょう
里のゾーン では・・・	● 背景となる里山や田園風景、既存の集落等の色彩と調和するよう、外観の基調となる色彩は、落ち着いた印象を与える低彩度色から選択し、高彩度色の使用は避けましょう ● 木材や石材、土壁などの自然素材を積極的に活用するとともに、人口的建材を用いる場合でも、自然素材に近い色彩や質感のものを選擇するよう心がけましょう
山のゾーン では・・・	● 山の緑と調和するよう、外観の基調となる色彩は、落ち着いた印象を与える低彩度色から選択し、高彩度色の使用は避けましょう ● 木材や石材、土壁などの自然素材を積極的に活用するとともに、人口的建材を用いる場合でも、自然素材に近い色彩や質感のものを選擇するよう心がけましょう
海・海辺のゾーン では・・・	● 海や砂浜、松林の緑と調和するよう、外観の基調となる色彩は、落ち着いた印象を与える低彩度色から選択し、高彩度色の使用は避けましょう ● 周囲が開けた海岸沿いでは、極端に暗く閉鎖的な色彩は避け、明るく開放感のある外観を形成するよう心がけましょう



地域毎に自然の色彩やまちなみの色彩などの特徴が異なることから、地域の特性に応じた色彩を選択することが望まれます。（左からまちのゾーン、里のゾーン、海・海辺のゾーン）

参考) マンセル表色系とは (杵築市景観計画より抜粋)

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、景観計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用します。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」の3つの尺度を組み合わせることで表します。

●色相（いろあい）

色相は、10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、それを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Yなどのように表記します。

●明度（あかるさ）

明度は、明るさの度合いを0～10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

●彩度（あざやかさ）

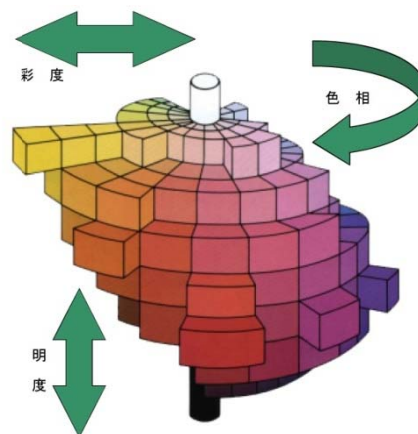
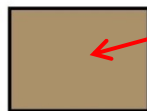
彩度は、鮮やかさの度合いを0～14程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒、グレー、白などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、例えば赤の原色の彩度は16程度となります。

●マンセル値

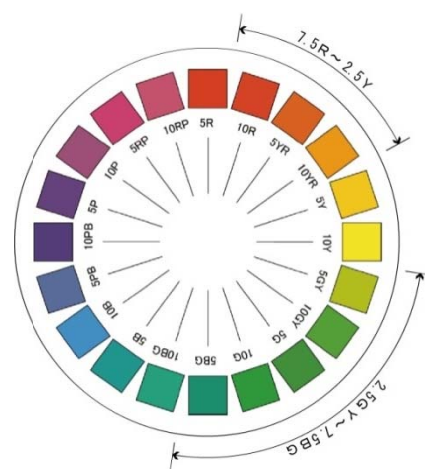
色彩の3属性を組み合わせることで表記する記号で、下記のように読みます。

5YR 6 / 4

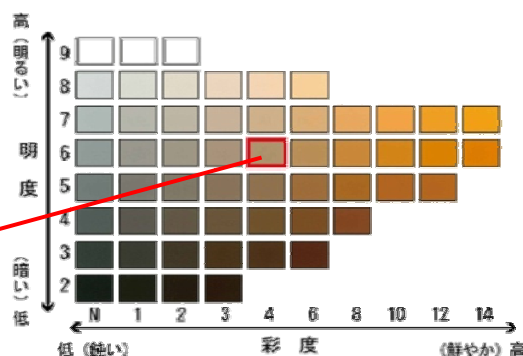
5ワイアール 6 の 4
(色相) (明度) (彩度)



(参考1) マンセル色立体

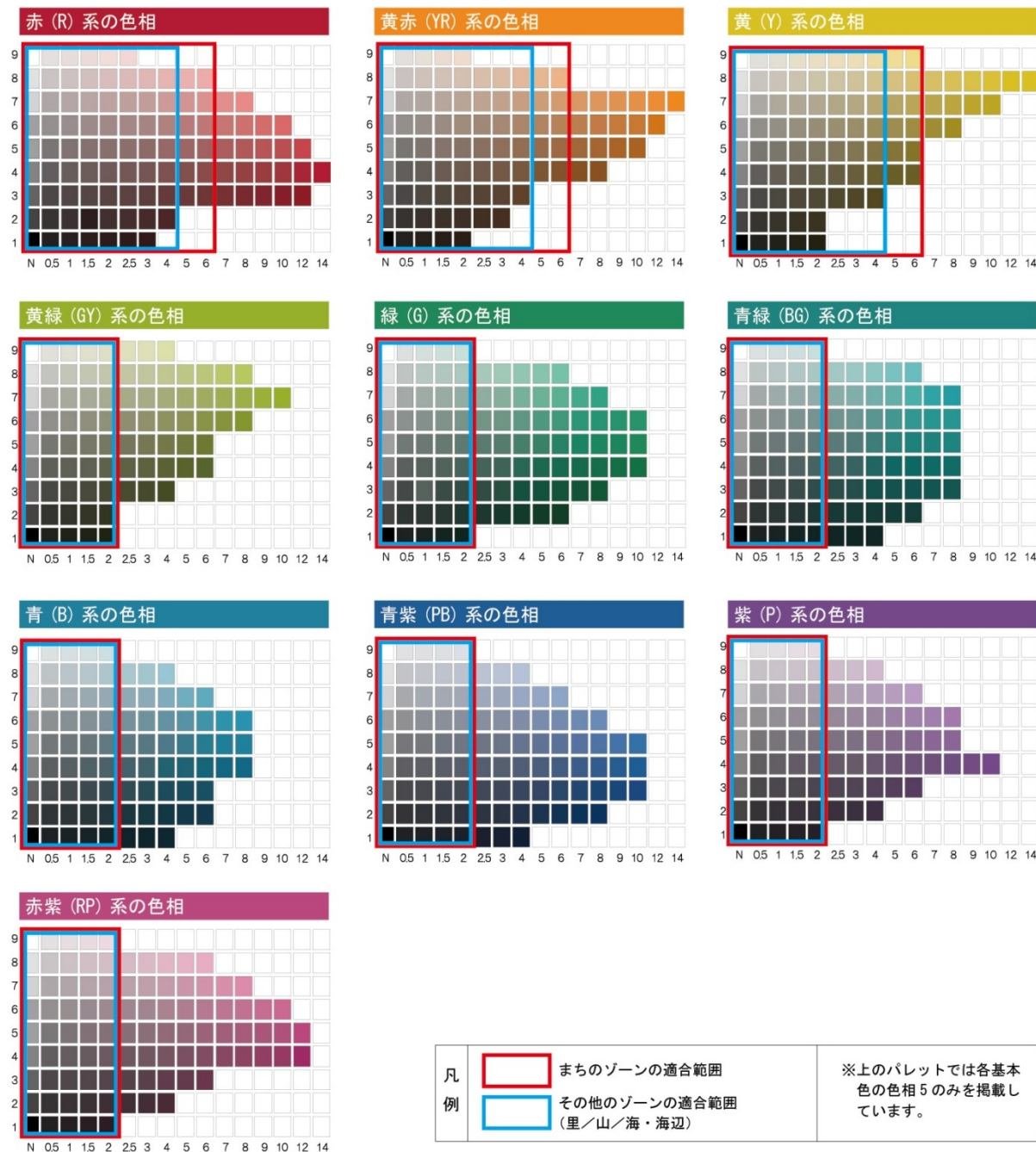


(参考2) マンセル色相環



(参考3) マンセル色標 (5YR)

▼基準に適合する基調色の範囲（色相別）



【外観の基調色について】

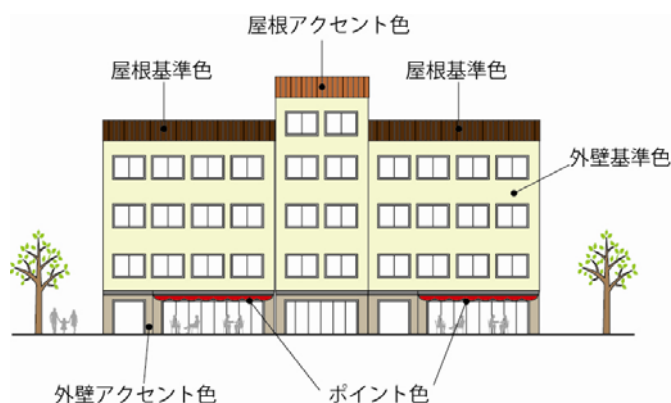
①外観の基調色

外壁の屋根の各面、工作物外観の各面のうち、4/5 以上の面積を占める色を指します。

②アクセント色

外観に変化をつける役割などで用いる色で、外壁、屋根の各面、工作物外観各面のそれぞれ 1/5 未満の面積を占める色を指します。

なお、外観デザインのワンポイントとして、ごく一部に用いるのは、ポイント色です。



付 帯 す る 屋 外 広 告 物

景観形成基準

- 建築物の外壁や屋上等へ設置する屋外広告物は、節度あるものとし、奇抜なデザインは避ける。
- 掲出数は最小限とし、可能な限り設置位置は集約する。
- 屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、その高さは1層程度（約3m）に抑える。

【解説】

- ・建築物に付随する屋外広告物は、できる限りシンプルなデザインとなるよう心がけ、文字数や大きさ、色彩を工夫し、雑然とした印象とならないよう配慮することが必要です。
- ・一つの建物に対する広告物はできる限り集約し、表示面積も少なくなるよう工夫することが必要です。
- ・屋上への看板設置は、過度に目立ちやすく、良好な景観形成上ふさわしくないため、屋上広告物の設置はできる限り避け、建物の壁面に設置したり、植栽とともに敷地内への立て看板とするなど、周囲との調和に配慮した別の形式の広告物を検討することが望めます。
- ・やむを得ず屋上に広告物を設置する場合は、広告物のみ過度に大きくならないよう、高さを一層分程度（約3m）に抑え、周辺の景観を阻害しないような色彩、形態とするなどの工夫が必要です。

▼ゾーン別の具体的な配慮ポイント

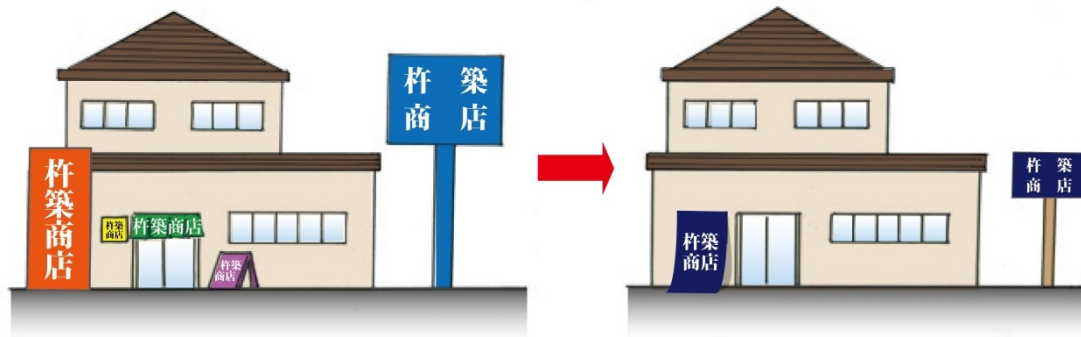
まちなゾーン では・・・	● 沿道系市街地では、目立つことのみを目的とした派手で巨大な屋外広告物の設置を避け、建物の外観と一体となった落ち着いたデザインとなるよう工夫しましょう
里のゾーン では・・・	● 豊かな自然や田園風景の中では、屋外広告物の設置により周囲に煩雑な印象を与えやすいことから、設置する位置や個数、大きさ、デザインには特に留意し、周囲との調和に配慮しましょう
山のゾーン では・・・	● 屋上広告物の設置は避け、別の形式の広告物を検討するよう心がけましょう
海・海辺のゾーン では・・・	



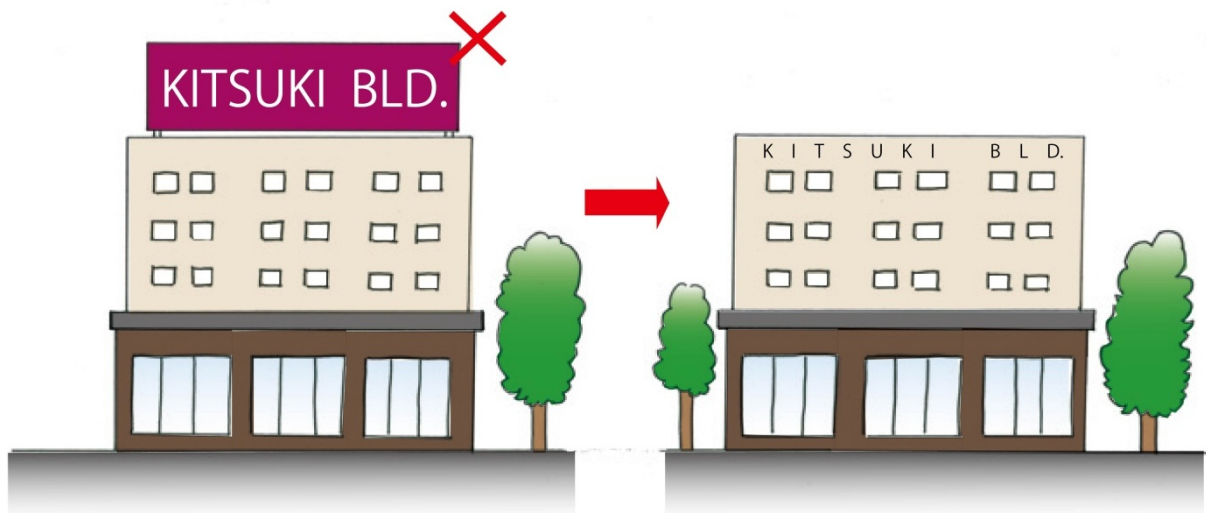
【まちのゾーン】日除け幕やのれん・木などの素材を多用し、おしゃれな「和」の雰囲気を醸し出しています。



【まちのゾーン】印象的な白い文字を配した木の看板が、伝統的な建物と調和し、お店の歴史と風格を感じさせます。



一つの建物に多数の広告物が設置されると雑然とした印象を与えるため、できる限り個数を集約し、表示面積の合計も小さくなるよう努めましょう。



過度に目立ちすぎる屋上広告物の設置はできる限り避け、外壁等へのシンプルな表示に留めましょう。やむを得ず設置する場合は、高さを一層分程度に抑えたものとしましょう。

外 構 ・ 緑 化 等

景観形成基準

- 道路との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮する。
- 建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。
- 付属駐車場では、通りから見た際、閑散とした印象を最小限とするよう、道路との境界部を中心に植栽を施したり、敷地内での植栽や舗装での工夫を行う。
- フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。

【解説】

- ・道路との境界部や敷地境界部には、生垣等の設置により、潤いの感じられる空間を創出することが必要です。また、敷地の規模や間口に応じた高さの樹木を植栽したり、花壇やプランターを設けるなどして、四季の移り変わりの感じられるよう工夫することが望めます。
- ・建築物等に付随する塀や柵等は、植栽と一体となった緑化フェンスとするなどの工夫により、通り全体の良い景観形成に配慮することが必要です。
- ・付属駐車場は、道路沿いに設けないようにしたり、出入口を限定して敷地境界部に生垣等による緑化を施す、舗装面を緑化ブロックなどによってやわらかい印象を与えるよう工夫するなど、敷地全体としての演出を兼ねた目隠しによる修景が必要です。
- ・フェンスや防護柵等を単体で設置する場合は、視覚的な遮断要素とならないよう、形態や素材、色彩等を工夫して高い透視性を保持するなど、周囲の景観との調和に配慮することが望めます。

▼ゾーン別の具体的な配慮ポイント

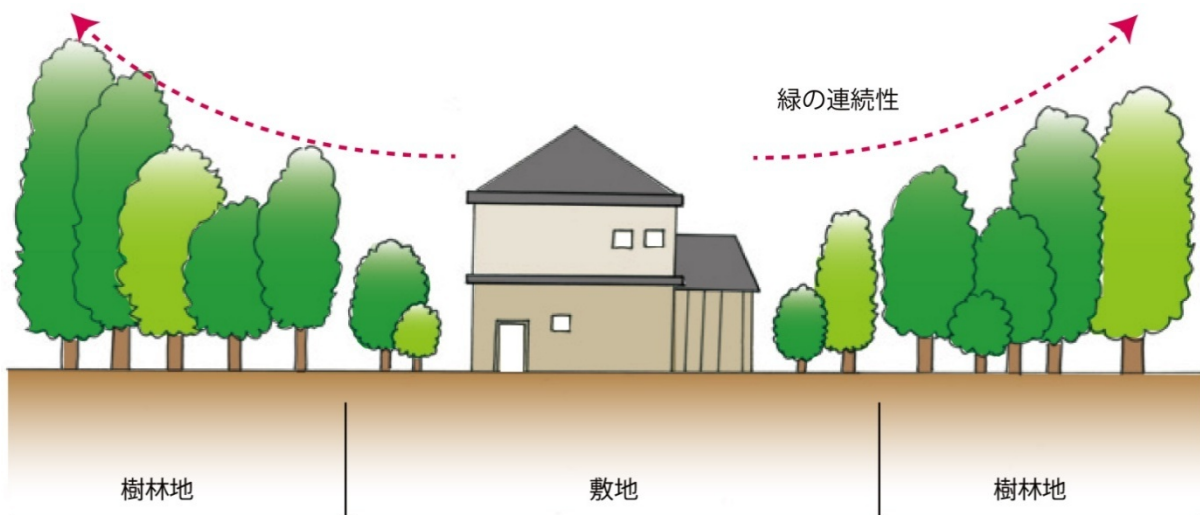
まちのゾーン では・・・	●沿道系市街地の大型店舗等については、連続する塀や柵を設置すると圧迫感を与えるため、できる限り樹木や生垣を設置し、連続した潤いある空間を創出するよう配慮しましょう ●壁面後退などによるオープンスペースには、植栽等による緑化を図り、魅力ある憩いの空間を創出するよう工夫しましょう
里のゾーン では・・・	●敷地内に既存の緑地や樹木・庭がある場合は、安易に伐採せず、積極的に修景に活用し、継承していくことを心がけましょう
山のゾーン では・・・	●本来の自然の植生に配慮した樹種を選定した緑化に努めるなど、豊かな自然環境の保全に配慮しましょう
海・海辺のゾーン では・・・	



【里のゾーン】敷地境界部に樹木を植樹することで、建築物の長大な壁面による圧迫感を軽減しています。



【他都市事例】駐車場の舗装面に緑化ブロックを使用することで、閑散とした印象とならないように配慮されています。



自然が豊かな地域では、敷地境界部に植樹すると、既存の樹林地と敷地内の緑が連続しているように見せることができます

(2)開発行為等

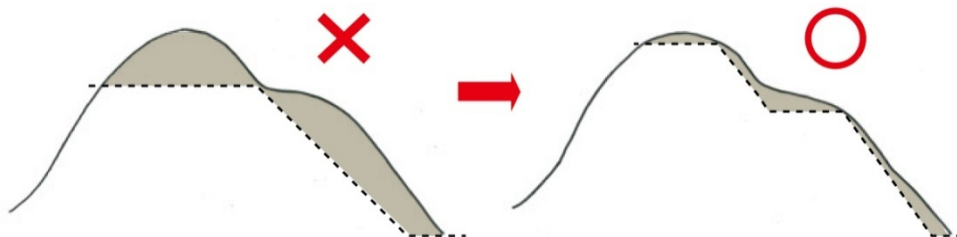
造成等

景観形成基準

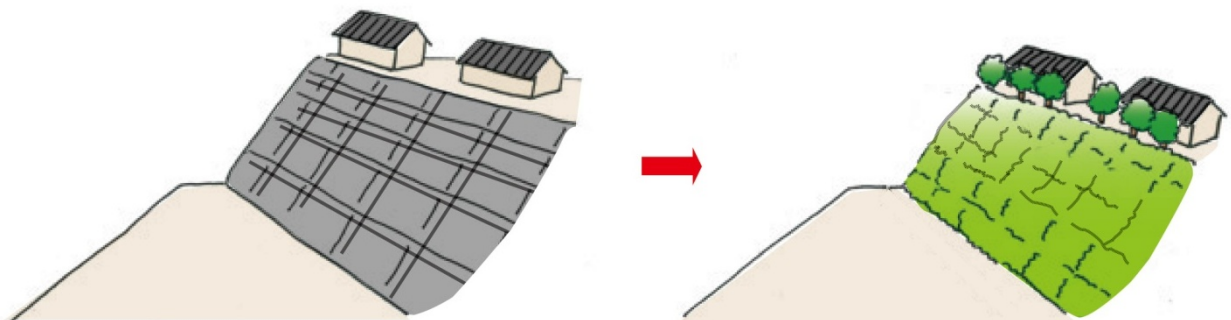
- 地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努める。
- 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。
- 法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努める。
- 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。

【解説】

- ・斜面地における宅地造成等の一段の開発等の場合、極端な切土や盛土を行わずに、地形に合わせた段造成を行うなど、防災面など安全性が確保されたものとして、地形改変を最小限とし、大規模な法面や擁壁の発生を抑えることが望めます。
- ・法面や擁壁等がやむを得ず長大なものとなる場合には、高さを抑え緩やかな勾配とし、法尻、法肩を丸みによってなだらかに仕上げるラウンディングを行うなど、自然の地形とできる限り馴染む構造及び形態となるよう工夫が必要です。
- ・擁壁等は、簡素に見えるコンクリートとはせず、自然景観と調和した石積みや緑化等による修景を行うなど、周辺の自然環境へ生態系への配慮が必要です。
- ・やむを得ずコンクリート製品を使用する場合には、表面の仕上げを自然石にしたり、草木が植栽可能な構造とするなど、周辺の自然環境と調和させる工夫が必要です。



切土や盛土をできる限り少なくし、大規模な法面を生じさせない配慮が必要です。



擁壁等は、草木が植栽可能な構造・製品としたり、分割して周囲と調和させるなどの配慮が必要です。

環境保全

景観形成基準

- ☐できる限り、既存の纏まった樹林地は保全・活用する。
- ☐植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。

【解説】

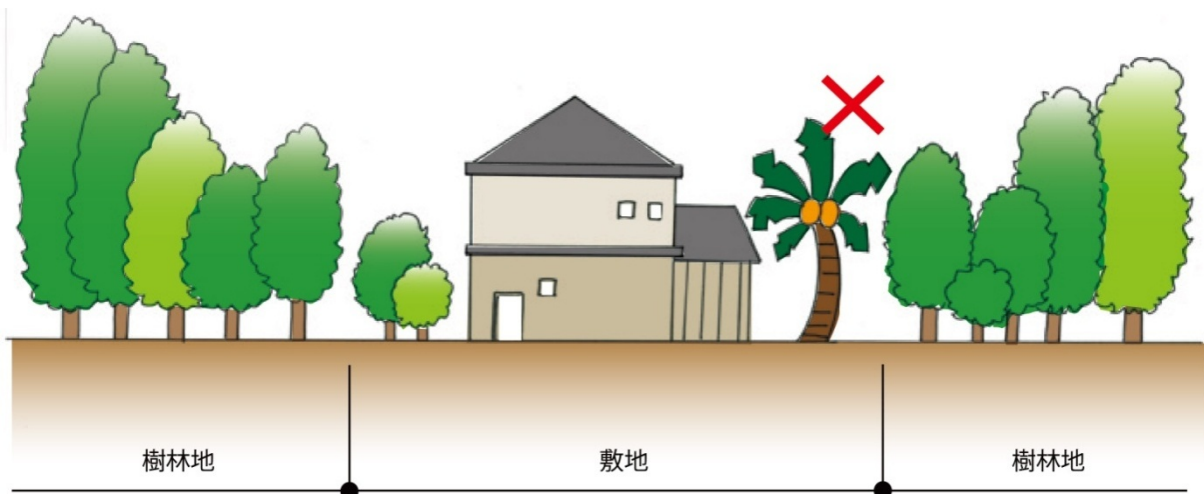
- ・宅地造成による大きな地形の改変は、生態系の保全の観点からも望ましくないため、やむを得ず造成する場合でも、既存の樹林地の伐採を最小限に抑え、伐採した土地にも積極的に自然回復措置を講じるなど、景観や生態系に配慮する必要があります。
- ・植栽を行う場合は、原則としてその地域特有の自然植生を考慮して、周辺環境に影響のない樹種（地域に従前から多く生息する樹種や在来種）を選択するなど、地域の生態系を積極的に守り育てていくことが望まれます。



【里のゾーン】既存の樹林地と寄り添うように集落が形成され、敷地内の緑が周辺の自然環境と調和しています。



【海・海辺のゾーン】守江湾の背景として見える樹林地は、できる限り保全することが望まれます。



既存樹林地に隣接する敷地境界部には、樹林地の樹種と近い樹木を植樹することが望まれます。

(3)木竹の伐採

調和

景観形成基準

- 巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避ける。
- 伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。

【解説】

- ・巨木や古木等、地域に親しまれている樹木は、その地域の景観の向上に重要な役割を果たしていることから、それらをできる限り保全・活用できるように、建築物や工作物の配置を検討することが必要です。
- ・やむを得ず伐採を行う場合には、自然環境が良好に維持できるように移植などによる保全措置を講じる、地肌が露出したままの見苦しい状態とならないよう植栽を施すなどの工夫が必要です。



J R 杵築駅周辺の桜並木



養徳寺の杉

(4)物件の集積又は貯蔵

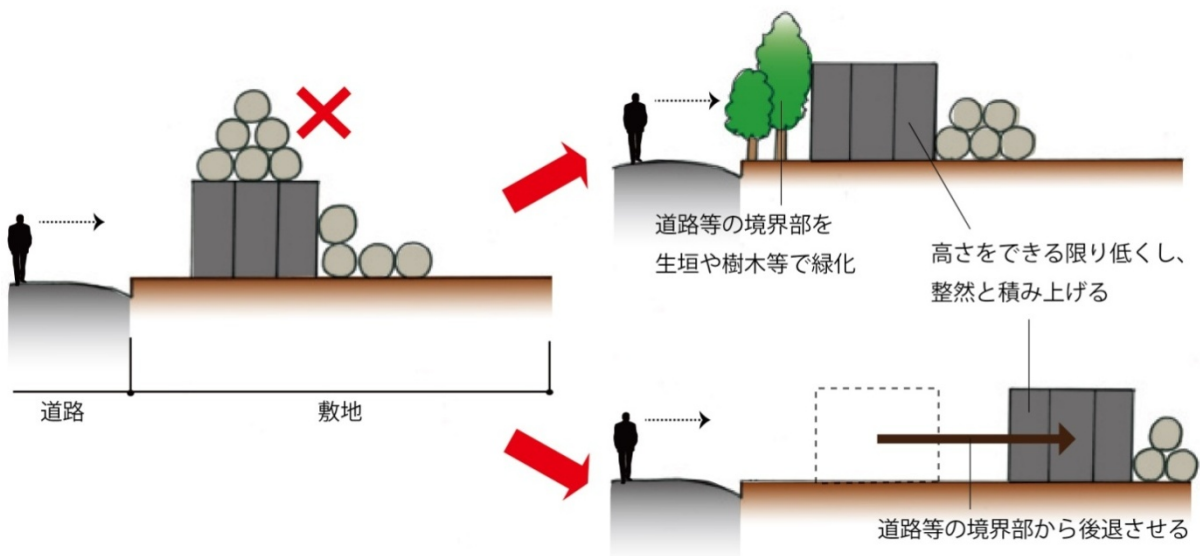
調 和

景観形成基準

- 資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。
- できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。

【解説】

- ・高さのある集積や貯蔵は、それ自体が周囲に威圧感や煩雑感とともに危険な印象を与えることから、積み上げる高さをできる限り低くし、整然と積み上げるとともに、不安定にならないようにする、安全管理のための間隔をあける等の配慮が必要です。
- ・物件の集積又は貯蔵により、明らかに景観が損なわれるような場合には、道路境界部を中心に生垣や樹木等で緑化したり、堆積を行う位置を道路境界から後退させるなど、できる限り周辺から目立たないように工夫することが必要です。



道路境界部に目隠しのための植栽を施したり、堆積を行う位置や高さを工夫することで、威圧感や煩雑感を軽減させることができます。

(5)外観照明

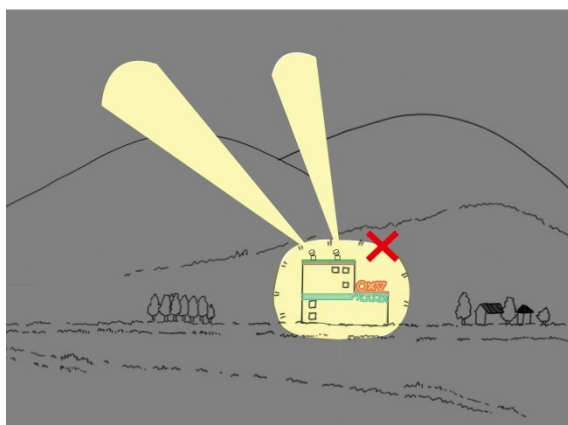
照 度 等

景観形成基準

□ネオンサイン等の派手な照明器具や点滅照明はできる限り設置しない。商業地等でやむを得ず設置する場合には、周辺に不快感を与えないよう配慮し、最小限の使用にとどめる。

【解説】

- ・屋外の照明には、ネオンサインや派手なサーチライト、点滅照明等は選定せず、できる限り穏やかな照明を選定し、落ち着いた夜間景観を演出するよう配慮することが必要です。
- ・周辺に過剰な光が拡散して周辺に不快感を与えることのないよう、照明器具を設置する位置や向き、光の量や色の選定に留意することが必要です。
- ・ただし、防犯等で必要な照明や祭り、行事等の賑わいの演出のために一時的に設置される照明については除外するものとします。



派手な照明器具や点滅照明は避け、周囲の自然や田園風景に配慮した明るさとする必要があります。



【他都市事例】落ち着いた照明が、趣のある住宅地の夜間景観を演出しています。